

「ひょうごの魅力をお届けるお仕事体験業務」
公募型プロポーザルに関する質問要旨及び回答について

書類	質問要旨	回答
募集要項	<p>「7 審査 (2) 審査基準 A 企画提案内容</p> <p>・障害の有無や住んでいる地域等に関係なく、兵庫県に在住する子どもたちが参加したいと思える仕掛けがあるか。」</p> <p>とは、具体的な前例や事例等があればご教示いただきたく存じます。</p>	<p>提示できる具体的な事例等はないが、誰もが参加したいと思えるような創意工夫ある企画を提案いただきたい。</p>
募集要項	<p>「7 審査 (4) 審査対象からの除外</p> <p>契約候補者は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある」</p> <p>こちらは、いつ頃納付が求められますでしょうか。</p> <p>また返金はいつ頃となりますでしょうか。</p>	<p>契約保証金の納付時期は、契約締結日かそれより前の日付での納付をいただきたい。</p> <p>返金に関しては、業務完了後の精算払に併せてさせていただく。</p> <p>また、保険会社との間に県を被保険者とし、契約保証金に相当する金額により履行保証保険契約を締結すること等での対応も認めている。</p>
仕様書	<p>「3 業務内容</p> <p>(1) 兵庫県在住の子どもたちが、県内各地で展開するひょうごフィールドパビリオンの活動現場を仕事として体験し、活動の魅力や活動に携わる人の思いを調査」と表記されているが、体験内容は、すでにフィールドパビリオンに登録されているものに限るのでしょうか。フィールドパビリオン以外の体験内容や、フィールドパビリオンにまつわる体験内容をフィールドパビリオンで本来体験する場所以外で実施することは可能でしょうか。</p>	<p>お仕事体験は原則として、ひょうごフィールドパビリオン認定プログラムを対象としているが、子どもたちの学びの効果を高めるための補足的な体験であれば、ひょうごフィールドパビリオン認定プログラム以外の体験も可能とする。</p> <p>ただし、令和 7 年度に実施する発表会については、ひょうごフィールドパビリオンの魅力を発信する内容とすること。</p> <p>また、ひょうごフィールドパビリオンの地域の活動現場そのものを見て・学び・体験するという事業の趣旨を踏まえ、本来体験する場所で実施をいただきたい。ただし、ひょうごフィールドパビリオンプレイヤーと調整した上での、出前講義等は可能とする。</p>

仕様書	<p>「3 業務内容【令和6年度】(3) 広報関係業務</p> <p>(ウ) デジタルサイネージやSNS等を活用した効果的な情報発信(令和6・7年度の共通業務として、R7まで継続した活動を行うこと)」と表記されているが、ここで指すデジタルサイネージやSNSとは、どのようなものをご想定されていますでしょうか。</p>	<p>どのようなものを活用すれば、効果的な情報発信につながるのかという視点も含めて、提案いただきたい。</p>
仕様書	<p>「3 業務内容【令和7年度】(7) 発表会に必要な物品やノベルティ等の制作・リリース(デザイン費含む)」の中の、ノベルティ等の配布対象者は誰を想定しておりますでしょうか。</p>	<p>基本的には、本業務に参加する子どもや観覧者として来場した子ども等を想定しているが、その他ふさわしい配布先があれば提案いただきたい。</p>
仕様書	<p>「3 業務内容【その他の留意事項】(3) 令和7年度の発表会実施時期や場所等の詳細は未定であるが、想定は以下のとおり。ただし、会場の用途や設備の状況は現在の想定であり、今後変更の可能性あり。」と、候補が記載されておりますが、提案に当たり施設使用料や会場設備の使用料等もかからないという前提で宜しいでしょうか</p>	<p>関西パビリオン「多目的エリア」の用途や設備の状況が未確定であるが、現在のところ、そのように想定している。</p>
仕様書	<p>「4 著作権(2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする」</p> <p>本プログラムの為に開発したプログラム/シナリオ等を利用して、同様の体験ツアーを開催する事も、受託者側は許容するという事でしょうか。兵庫県が自由に無償で使用できるものの範囲を明確にしていだけないでしょうか。</p>	<p>本プログラムの為に開発したプログラム/シナリオ等の再利用等は想定していない。</p> <p>また、本業務実施に伴う成果品等についての兵庫県が自由に無償で使用できる範囲については、契約候補者と別途協議の上、決定したい。</p>